平成２２年（フ）第１３２号
青森県つがる市柏玉水藤岡番外地
債務者　工藤　勝浩
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１１４７号
東京都町田市成瀬が丘３丁目１番地15フェリス成瀬Ｂ－３
債務者　井出　宴範
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１７９号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート33―507
債務者　新垣　　保
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１８０号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート33―507
債務者　新垣アナトリアこと　アラカキ　アナトリア　ワンソン
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１７８号
東京都東大和市清水６丁目1188番地の32
債務者　末永　弘幸
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１７４号
東京都府中市住吉町２丁目23番地の35グリーンフィールド301
債務者　折原　良一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６００号
静岡県藤枝市瀬戸新屋138番地の５　コーポ杉浦202号、旧住所静岡県藤枝市郡1096番地の４
債務者　萩山　虎男
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０１号
静岡県藤枝市瀬戸新屋138番地の５　コーポ杉浦202号、旧住所静岡県藤枝市郡1096番地の４
債務者　萩山　昭代
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１７８号
東京都東大和市清水６丁目1188番地の32
債務者　末永　弘幸
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１５６号
東京都町田市本町田4367番地１本町田ハイツ201
債務者　加藤　正実
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１５７号
東京都町田市本町田4367番地１本町田ハイツ201
債務者　加藤　初枝
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４９号
島根県浜田市金城町今福1162番地
債務者　石川　佳芳
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１５３８０号
東京都葛飾区東水元４丁目14―３
債務者　小林　隆司
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７２号
静岡市清水区草薙1974番地の４　ハイライフ草薙305号
債務者　鈴木　芳雄
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４号
熊本県天草市牛深町3474番地
債務者　榎田　幸作
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第２２７号
北海道帯広市西21条南４丁目39番地　新緑団地１号棟1202号
債務者　西久保　実
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

第明治三十二種郵便物認可